

くにたち地域福祉館設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市の町区域の新設及び変更に伴い、青柳福祉センターの位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものである。

くにたち地域福祉館設置条例の一部を改正する条例案

くにたち地域福祉館設置条例（昭和 48 年 6 月国立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「国立市青柳 2 4 4 番地」を「国立市青柳 2 丁目 8 番地の 6 0」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。